

函 市 交

令和6年(2024年)10月25日

報道機関 各位

函館市市民部交通安全課長

自転車安全利用啓発の実施について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、取材のうえ報道くださいますようお願い申し上げます。

《趣 旨》

自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であることおよび自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる率が高いことから、交通事故を抑止するため令和6年11月1日から道路交通法が改正され罰則が強化されます。

法改正の周知と自転車の安全利用を呼びかけるため、下記のとおり自転車安全利用啓発を実施します。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 日 時 | 令和6年11月1日(金)
午後3時から午後3時30分まで |
| 2 | 場 所 | 美原3丁目交差点
・ヤマダデンキ Tecc LIFE SELECT 函館本店前
・函館東京海上ビル前 等 |
| 3 | 集合場所 | ヤマダデンキ Tecc LIFE SELECT 函館本店前
(駐車場は店舗奥側をご利用ください) |
| 4 | 啓発内容 | ・道路交通法改正チラシ、夜光反射材およびティッシュを通行する市民に配布する。
・自転車のマナーアップのぼり旗を掲げ、ながらスマホと酒気帯び運転の禁止、乗車用ヘルメットの着用促進、イヤホンの使用禁止を呼びかける。 |
| 5 | 協力依頼機関 | ・函館中央警察署
・函館中央地域交通安全活動推進委員協議会 |
| 6 | そ の 他 | 雨天の場合中止します。 |

市民部交通安全課

担当：増山

電話：21-3190